

ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）又はその塩に関する、使用することができる用途（エッセンシャルユース）、使用されている製品の取扱い及び輸入禁止製品の今後の対応について

平成29年10月25日
厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

1. PFOS 又はその塩を使用することができる用途（エッセンシャルユース）について

(1) 検討の背景

「ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS。以下「PFOS」という。）又はその塩」は、平成21年のストックホルム条約第4回締約国会議にて制限の対象物質とすることが決定され、平成22年4月1日に化審法の第一種特定化学物質に指定された。同時に、ストックホルム条約において認められた製造・使用等の禁止の適用除外用途のうち、当時の我が国におけるPFOSの使用実態に照らし、以下の3つの用途については使用することができる用途として、化審法上規定された。

- ①エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）の製造
- ②半導体用のレジストの製造
- ③業務用写真フィルムの製造

(2) PFOS 又はその塩の使用実態について

上記の3用途については、今後の技術開発等により、可及的速やかに他のより安全な物質への代替を進めていくことが望まれているものであり、国は使用実態や代替に向けた進捗状況を把握する必要があるとされた。

平成22年の指定以降、国がPFOS又はその塩（以下「PFOS等」という。）の使用実態・在庫調査を進めてきたところ、平成23年度に実施した調査では、エッチング剤及び半導体用のレジストの用途でPFOS等を含有する製剤等について約1.5トン（PFOS等に換算して約30kg。）の在庫が確認された。その後、平成27年度までに、事業者からPFOS等を含有する製剤等を全量処理し、在庫がなくなった旨の報告がなされた。また、業界団体へのヒアリングによっても、上記3用途については、既に他の物質への代替が完了し、使用実態がない旨の確認を得ている。

よって、PFOS等の使用が認められている上記3用途については、法第25条の要件「他の物による代替が困難であること」を満たさなくなったことを受け、PFOS等を使用することができる用途としての対象から除外することとしたい。

<参考>化審法 25 条

(使用の制限)

第二十五条 何人も、次に掲げる要件に適合するものとして第一種特定化学物質ごとに政令で定める用途以外の用途に第一種特定化学物質を使用してはならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を使用するときは、この限りでない。

- 一 当該用途について他の物による代替が困難であること。
- 二 当該用途に当該第一種特定化学物質が使用されることにより当該第一種特定化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないこと。

2. PFOS 又はその塩が使用されている製品の取扱いについて

化審法上、政令で定める第一種特定化学物質が使用されている製品については、取扱上の技術上の基準に従うと共に、告示で定める環境の汚染を防止するための措置等に関する表示をしなければならないとされており、現在、以下4つの製品が規定されている。

- ①エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）
- ②半導体用のレジスト
- ③業務用写真フィルム
- ④消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

今般、事業者からの使用事業廃止の報告や業界団体へのヒアリング等により、上記①～③の製品については、1. のとおり、使用実態がなく、また、既に在庫が無いことが確認されていることから、取扱上の技術上の基準への適合及び表示義務が必要な対象から除外することとしたい。

他方、④消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤（以下「消火器等」という。）については、関係省庁による調査において、総数量約 17 トンの PFOS 等が含有する消火器等が特定された（平成 28 年 3 月時点）。従って、未だに全国の消火設備等に PFOS 等が使用された消火器等が設置されている状況であることから、消火器等については、引き続き、取扱上の技術上の基準への適合及び表示の義務の対象としておく必要がある。

3. PFOS 又はその塩が使用されている場合に輸入することができない製品の指定について

化審法上、第一種特定化学物質が使用されている製品で、国内に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある製品については、過去の製造・輸入の実態や海外における使用の状況等を考慮して、政令で指定して、輸入を禁止する措置をとることとされている（法第 24 条）。PFOS 等が使用されている場合に輸入することができない製品については、以下のとおり規定され

ている。

P F O S等を使用されている場合に輸入することができない製品（法律施行令第7条の表第11号）

- ・ 航空機用の作動油
- ・ 糸を紡ぐために使用する油剤
- ・ 金属の加工に使用するエッチング剤
- ・ 半導体（無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体を除く。）の製造に使用するエッチング剤
- ・ メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤
- ・ 半導体の製造に使用する反射防止剤
- ・ 研磨剤
- ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
- ・ 防虫剤（しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。）
- ・ 印画紙

P F O S等を使用することができる用途として使用が認められている製品である、エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）、半導体用のレジスト及び業務用写真フィルムについては、国内外無差別の観点から、P F O S等を使用されている場合に輸入することができない製品として指定されていない。

今般、P F O S等を使用することができる用途については、1. のとおり、既に他の物質への代替が完了し、P F O S等の使用実態がないことを確認しているが、ストックホルム条約上は引き続き製造・使用等の禁止の適用除外規定が適用されることから、輸入のおそれがあると考えられる。そのため、エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）、半導体用のレジスト及び業務用写真フィルムについても、P F O S等が使用されている場合に輸入することができない製品として指定し、P F O S等が使用された製品による環境の汚染を防止することとしたい。

4. 今後の進め方について

今後、関係政令案について、パブリックコメントなどを実施した上で、公布を経て必要な措置を講じてまいりたい。なお、パブリックコメントなどにおいて、新たな実態、妥当な事例が追加的に判明した場合、必要な措置の対象に追加することを検討する必要がある。